

# 韓国知的財産ニュース 2019年7月前期

(No. 394)

発行年月日：2019年7月17日

発行：ジェトロソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、7月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部改正法律案
- 1-2 特許審判院国選代理人の選任及び運営に関する規則
- 1-3 実用新案法施行令一部改正令
- 1-4 特許法施行令一部改正令
- 1-5 特許料等の徴収規則一部改正令
- 1-6 発明振興法施行令一部改正令（案）立法予告
- 1-7 特許庁とその所属機関職制施行規則一部改正令（案）立法予告

### 関係機関の動き

- 2-1 特許審査官の増員により、現場疎通型審査を拡大
- 2-2 特許庁ウェブサイト、国民政策参加型にリニューアルオープン
- 2-3 特許庁、パラグアイ知的財産国家総局の文書電子化システム構築に着手
- 2-4 特許庁、懲罰的損害賠償制度7月9日から施行
- 2-5 特許審判院、7月9日から国選代理人制度施行
- 2-6 特許庁、特許登録料の減免拡大で中小企業の特許取引を支援

### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 中国商標権紛争、商標ブローカーの弱点を突き止めれば勝つ
- 3-2 特許庁・韓国貿易協会、輸出企業の知財権保護で協力
- 3-3 韓国政府、産業財産権侵害の「模倣品韓流」製品13万件押収、「対応強化」
- 3-4 「京畿道中小企業技術保護デスク」事業施行、自治体としては初の技術奪取支援

## デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

### その他一般

- 5-1 梅雨の時期の道路の地雷「ポットホール (Pot Hole)」、特許技術で除去する
- 5-2 特許庁・食薬処が合同で、微細粉塵マスクの点検結果を発表

## 法律、制度関連

### 1-1 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部改正法律案

議案情報システム (2019.6.28)

## 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部改正法律案

議案番号：2021200

提案日：2019年6月28日

提案者：共に民主党の魚基龜（オ・ギグ）議員外10人

### <提案理由及び主要内容>

現行法では不正競争行為を国内に広く認識された他人の商号、商標等を使用、又はこのようなものを使用した商品を販売・頒布又は輸入・輸出して、他人の商品と混同させるような行為等と定義している。

しかし、大法院の判例は「国内に広く認識された」の表現を国内全域にわたって全ての人に周知されていることを要するのではなく、国内の一定な地域的範囲内で取引者又は需要者の間で周知されていれば足りると判示している。

また、現在、国内で商品及びサービスが多様な流通構造及び取引方式によって取り扱われている事情を考慮すれば、地域的範囲の判断は、各事案別に個別的に判断することが合理的という意見がある。

これを受けて、周知性の認識主体に対するより明確な意味の規定のために、「国内に広く認識された」を「取引者又は需要者に広く認識された」に改正しようとするものである。

(案第1条及び第2条)

法律 第 号

## 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部を次のとおり改正する。

第1条中「国内に」を「取引者又は需要者に」にする。

第2条第1号イ目・ロ目・ハ目及びチ目中「国内に」をそれぞれ「取引者又は需要者に」にする。

附則

この法は公布した日から施行する。





**産業通商資源部令第 340 号**

特許審判院国選代理人の選任及び運営に関する規則を次のとおり公布する。

2019 年 7 月 2 日

産業通商資源部長官

**特許審判院国選代理人の選任及び運営に関する規則**

第 1 条（目的） この規則は「特許法」第 139 条の 2、「実用新案法」第 33 条、「デザイン保護法」第 125 条の 2 及び「商標法」第 124 条の 2 に基づく国選代理人の選任及び運営等に必要な事項の規定を目的とする。

第 2 条（選任基準及び手続き） ①特許審判院長は、次の各号のいずれかに該当する審判当事者（以下、「申請人」という。）の申請に基づいて選任することができる。

1. 「国民基礎生活保障法」第 12 条の 3 に基づく医療給与受給者
2. 次の各目のいずれかに該当する者
  - イ. 「国家有功者等礼遇及び支援に関する法律」第 4 条及び第 5 条に基づく国家有功者とその遺族又は家族
  - ロ. 「5.18 民主有功者礼遇に関する法律」第 4 条及び第 5 条に基づく 5.18 民主有功者とその遺族又は家族
  - ハ. 「枯葉剤後遺症等患者支援及び団体設立に関する法律」第 3 条に基づく枯葉剤後遺症患者・枯葉剤後遺症患者及び枯葉剤後遺症二世患者
  - ニ. 「特殊任務有功者礼遇及び団体設立に関する法律」第 3 条及び第 4 条に基づく特殊任務有功者とその遺族又は家族
  - ホ. 「独立有功者礼遇に関する法律」第 6 条に基づいて登録された独立有功者とその遺族又は家族
  - ヘ. 「参戦有功者礼遇及び団体設立に関する法律」第 5 条に基づいて登録された参戦有功者
3. 「障害者福祉法」第 32 条第 1 項に基づいて登録された障害者
4. 「初等中等教育法」第 2 条に基づく学校の在学学生
5. 6 歳以上 19 歳未満の者
6. 「兵役法」第 5 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に基づく兵又は社会服務要員として服務する者又は同法第 25 条に基づく転換服務を遂行する者
7. 「中小企業基本法」第 2 条に基づく小企業

8. 「中小企業基本法」第2条に基づく中企業として、大企業（「大企業・中小企業の相互協力促進に関する法律」第2条第2号に基づく大企業をいう。）と産業財産権関連で紛争中の企業

9. 「中小企業創業支援法」第4条の2第2項に基づく青年起業家

10. その他、特許審判院長が特別な支援が必要と認める者

②申請人は次の各号の区分に基づいて別紙書式の国選代理人選任申請書に第1項各号のいずれかに該当されることを証明する書類を添付して提出しなければならない。

1. 請求人の場合：審判を請求した日から1ヵ月まで

2. 被請求人の場合：「特許法」第147条第1項、「実用新案法」第33条、「デザイン保護法」第134条第1項又は「商標法」第133条第1項に基づいて定められた答弁書提出期間（「特許法」第15条第2項、「実用新案法」第3条、「デザイン保護法」第17条第2項又は「商標法」第17条第2項に基づいて期間が延長された場合、その延長された期間をいう。）の満了日まで

③第2項第2号に基づいて被請求人が国選代理人選任申請書を提出すれば、特許審判院長は職権で答弁書の提出期間を延長することができる。

④特許審判院長が国選代理人の選任に関する決定を行った場合は、遅滞なく、その事実を該当の国選代理人と申請人に書面で通知しなければならない。

第3条（選任の取消等）①特許審判院長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、国選代理人の選任を取消することができる。ただし、第1号及び第2号に該当する場合は、選任を取消さなければならない。

1. 申請人が自ら代理人を選任した場合

2. 国選代理人が該当事件と利害関係にある等、該当事件を代理することが適切でない場合

3. 国選代理人がその職務を誠実に遂行しない場合

4. その他、特許審判院長が国選代理人の選任の取消に足りる相当な理由があると認める場合

②国選代理人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特許審判院長の許可を得て辞任することができる。

1. 疾病又は長期旅行により国選代理人の職務の遂行が難しい場合

2. 申請人やその他の関係者から不当な待遇や要求を受け、国選代理人としての業務を公正に遂行することが難しい場合

3. その他、国選代理人としての職務を遂行することができないと認めるに足りる相当な事由がある場合

③特許審判院長は第1項第2号から第4号までの規定に基づいて国選代理人の選任が取消されたり、第2項第1号又は第3号に基づいて国選代理人が辞任した場合、他の国選

代理人を選任することができる。

④特許審判院長は国選代理人の選任の取消又は辞任を許可した場合は、遅滞なく、その事実を該当の国選代理人と申請人に書面で通知しなければならない。

第4条（報酬）特許審判院長は選任された国選代理人に書面提出の回数及び事件結果等を考慮して事件当たり100万ウォン以下の金額をその報酬として支給することができ、口述審理（説明会）の回数毎に20万ウォンの金額を追加で支給することができる。

②第1項及び第2項に基づく報酬は、該当事件の代理が終了した後に支給する。

③第1項及び第2項に基づく報酬支給の具体的な基準は特許審判院長が定める。

第5条（運営）国選代理人の運営に必要な具体的な事項は特許審判院長が定める。

#### 附則

この規則は2019年7月9日から施行する。

#### <改正理由及び主要内容>

社会・経済的弱者の知的財産を十分に保護するために、特許審判で国選代理人を選任できる根拠を設ける内容で「特許法」、「実用新案法」、「デザイン保護法」及び「商標法」が改正（法律第16208号、第16203号及び第16205号、2019年1月8日改正、7月9日施行）され、「国民基礎生活保障法」第12条の3に基づく医療給与受給者等に対して国選代理人を選任できるようにし、国選代理人がその職務を誠実に遂行しない等の場合は、その選任を取消することができるようにする等、法律で委任された事項とその施行に向けて必要な事項を定めるためである。



申請人提出書類	
申請人	申請人提出書類
「国民基礎生活保障法」に基づく医療給与受給者	「国民基礎生活保障法」に基づく証明書類
国家有功者とその遺族又は家族	該当資格を証明する書類 1 部 (例示) - 国家有功者証 (及び家族関係証明書) 又は国家有功者 (遺族) 確認願 - 5. 18 民主有功者証 (及び家族関係証明書) 又は国家有功者 (遺族) 確認願 - 枯葉剤後遺症患者・枯葉剤後遺症を証明する書類、枯葉剤後遺症患者証 (及び家族関係証明書)
5. 18 民主有功者とその遺族又は家族	
枯葉剤後遺症患者・枯葉剤後遺症 患者及び枯葉剤後遺症二世患者	
特殊任務有功者とその遺族又は家族	
独立有功者とその遺族又は家族	
参戦有功者本人	
「障害者福祉法」に基づいて登録された障害者	障害者登録証の写し又は「障害者福祉法」に基づく登録障害者証明書類
学生 (小・中・高在学生のみに該当)	在学証明書
6 歳以上 19 歳未満の者	なし
軍服務中の一般私兵、社会服務要員、 転換服務遂行者	服務証明書
小企業	中小企業を証明する書類 1. 事業者登録証の写し 2. 中小企業確認書 (中小企業現況情報システムで発給) 又は直前 3 ヶ年の事業年度の資産総額・平均売上額確認書類 (例) 財務諸表等 ※ただし、直前 3 ヶ年の事業年度がない場合「中小企業基本法施行令」第 7 条に基づく平均売上額確認書類
大企業と紛争中の中企業	
青年起業者 (39 歳以下)	青年起業者を証明する書類 1. 事業者登録証の写し (事業開始日から 7 年が経過していない者のみに該当) 2. 中小企業確認書 (中小企業現況情報システムで発給) 又は直前 3 ヶ年の事業年度の資産総額・平均売上額確認書類 (例) 財務諸表等

### 1-3 実用新案法施行令一部改正令

電子官報 (2019.7.9)

国務会議の審議を経た実用新案法施行令一部改正令を公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2019年7月9日

#### 大統領令第29956号 実用新案法施行令一部改正令

実用新案法施行令の一部を次のとおり改正する。

第5条第7号中「国家の新技术開発支援事業又は品質認証事業」を「科学技術基本法」第11条に基づく国家研究開発事業」にして、同条第10号及び第11号をそれぞれ削除する。

附則

第1条（施行日）この令は公布した日から施行する。

第2条（優先審査の対象に関する経過措置）この令の施行前に優先審査を申請した実用新案登録出願は、第5条の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

<改正理由及び主要内容>

他の実用新案登録出願に優先して審査することができる優先審査対象を、運営の現状に合わせて合理的に調整するために、優先審査申請が低調な品質認証事業の結果物に関する実用新案登録出願等を優先審査対象から除外して、国家の新技术開発支援事業の結果物に関する実用新案登録出願を、「科学技術基本法」第11条に基づく国家研究開発事業の結果物に関する実用新案登録出願に、明確に定める等、現行制度の運営上の一部不備を改善・補完するためである。

### 1-4 特許法施行令一部改正令

電子官報 (2019.7.9)

国務会議の審議を経た特許法施行令一部改正令を公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2019年7月9日

#### 大統領令第29955号 特許法施行令一部改正令

特許法施行令の一部を次のとおり改正する。

第9条第6号中「国家の新技术開発支援事業又は品質認証事業」を「「科学技術基本法」第11条に基づく国家研究開発事業」にして、同条に第7号の2を次のとおり新設して、同条第9号を削除する。

第7号の2. 法第198条の2に基づいて特許庁が「特許協力条約」に基づく国際調査機関として国際調査を遂行した国際特許出願

附則

第1条（施行日）この令は公布した日から施行する。

第2条（優先審査の対象に関する適用例）第9条第7号の2の改正規定はこの令の施行以降、提出される優先審査申請から適用される。

第3条（優先審査の対象に関する経過措置）この令の施行前に優先審査を申請した特許出願は、第9条第6号及び第9号の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

<改正理由及び主要内容>

他の特許出願に優先して審査することができる優先審査対象を、運営の現状に合わせて合理的に調整するために、優先審査申請が低調な品質認証事業の結果物に関する特許出願等を優先審査対象から除外して、「特許協力条約」に基づいて特許庁が国際調査機関として国際調査を遂行した国際出願を優先審査対象に追加する等、現行制度の運営上の一部不備を改善・補完するためである。

## 1-5 特許料等の徴収規則一部改正令

電子官報（2019.7.9）

### 産業通商資源部令第341号

特許料等の徴収規則一部改正令を次のとおり公布する。

2019年7月9日

産業通商資源部長官

### 特許料等の徴収規則一部改正令

特許料等の徴収規則の一部を次のとおり改正する。

第1条中「登録税」を「登録免許税」にする。

第2条第2項第6号、第3条第2項第6号、第4条第2項第6号及び第5条第2項第9号中「取消・抹消」をそれぞれ「取消」にする。

第6条第1項各号以外の部分中「交付申請」をそれぞれ「発行申請」にして、同項第1

号を次のとおりにする。

1. 特許証、実用新案登録証、デザイン登録証（関連デザイン登録証を含む。以下同じ。）、商標登録証（団体標章登録証、地理的表示団体標章登録証、証明標章登録証、地理的表示証明標章登録証、業務標章登録証を含む。以下同じ。）、外国語特許証、外国語実用新案登録証、英語デザイン登録証、英語商標登録証（英語団体標章登録証、英語地理的表示団体標章登録証、英語証明標章登録証、英語地理的表示証明標章登録証、英語業務標章登録証を含む。以下同じ。）の再発行申請料

イ. 再発行申請を電子文書で行う場合：件別 5,000 ウォン

ロ. 再発行申請を書面で行う場合：件別 6,500 ウォン

ハ. オンラインで受領する場合：無料

第 6 条第 1 項第 1 号の 2 各目以外の部分を次のとおりにして、同号イ目及びロ目中「交付申請」をそれぞれ「発行申請」にする。

携帯用特許証、携帯用実用新案登録証、携帯用デザイン登録証、携帯用商標登録証、携帯用外国語特許証、携帯用外国語実用新案登録証、携帯用英語デザイン登録証、携帯用英語商標登録証の発行（再発行を含む）申請料

第 6 条第 1 項第 2 号各目以外の部分中「交付申請料」を「発行申請料」にして、同号イ目中「交付申請」を「発行申請」にして、同号ロ目のただし書き中「交付」を「発行」にして、同項第 4 号各目以外の部分中「交付申請料」を「発行申請料」にして、同号イ目中「交付申請」を「発行申請」にして、同号ロ目のただし書き中「交付」を「発行」にして、同項第 5 号各目以外の部分中「交付申請料」を「発行申請料」にして、同条第 2 項中「交付」を「発行」にする。

第 7 条第 2 項に第 9 号の 3 を次のとおり新設する。

第 9 号の 3. 「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第 35 条の 2 第 6 項に基づく技術信託管理機関の場合（個人、小企業、中企業、公共研究機関、専任組織又は地方自治体が信託を設定する場合に限る）には、4 年分から存続期間までの特許料・実用新案登録料及びデザイン登録料の 100 分の 50

第 7 条第 5 項各号以外の部分の後段中「切り捨てる」を「切り上げる」にする。

第 7 条の 2 第 1 項各号以外の部分本文中「実用新案権者又はデザイン権者」を「実用新案権者、デザイン権者又は商標権者」にして、同項に第 3 号を次のとおり新設する。

3. 第 8 条第 16 項に基づいて特許料・登録料又は手数料を自動納付する場合等、特許庁長が定めて告示する事項に該当する場合

第 7 条の 3 を次のとおり新設する。

第 7 条の 3 (国選代理人が選任された当事者に対する審判請求料等の減免に関する特例)  
「特許法」第 139 条の 2 (「実用新案法」第 33 条に基づいて準用される場合を含む)、「デザイン保護法」第 125 条の 2 又は「商標法」第 124 条の 2 に基づいて国選代理人が選任された当事者が特許審判院長に納付した次の各号に該当する手数料は、国選代理人が選

任された該当の審判事件に対する審決の謄本が送達された後、当事者の請求に基づいてこれを払い戻す。ただし、「特許審判院国選代理人の選任及び運営に関する規則」第3条第1項第1号又は同条第2項第2号に基づいて国選代理人の選任の取消又は国選代理人の辞任がある場合は除外する。

1. 第2条第3項第1号、第3号及び第5号に基づく審判請求関連手数料
2. 第3条第3項第1号、第3号及び第5号に基づく審判請求関連手数料
3. 第4条第3項第1号から第3号までにに基づく審判請求関連手数料
4. 第5条第3項第1号から第3号までにに基づく審判請求関連手数料

第8条第5項を次のとおりにする。

⑤特許料・実用新案登録料又はデザイン登録料は、最初3年分を特許決定、登録決定又は登録審決の謄本を受領した日から3ヵ月以内に、一時納付しなければならない。この場合、特許証、実用新案登録証及びデザイン登録証を電子文書で発行する場合は、2023年12月31日までにそれぞれ1万ウォン（総額が1万ウォン未満であればその金額）を差し引いた金額を納付しなければならない。

第8条第7項第1号に後段を次のとおり新設する。

この場合、商標登録証を電子文書で発行する場合は、2023年12月31日までに1万ウォン（総額が1万ウォン未満であればその金額）を差し引いた金額を納付しなければならない。

第8条第8項各号以外の部分本文中「デザイン権者又は類似デザイン権者」を「デザイン権者（関連デザイン権者を含む。以下同じ。）」にして、同条第11項前段中「デザイン権者又は類似デザイン権者」を「デザイン権者」にして、同条第12項前段中「第16項に基づく登録税又は印紙税」を、「地方税法」第28条第1項第11号と同項第12号に基づく登録免許税（「地方税法」第151条第1項に基づく地方教育税を含む。以下同じ。）又は「印紙税法」第8条の4に基づく印紙税」にして、同条第14項中「登録税」を「登録免許税」にして、同条第17項中「地方税法」第28条第1項第11号と同項第12号に基づく登録税（「地方税法」第151条第1項に基づく地方教育税を含む。以下同じ。）は「印紙税法」第8条の4に基づく」を「登録免許税は」にして、同条第18項中「登録税」をそれぞれ「登録免許税」にして、同条第19項中「登録税」をそれぞれ「登録免許税」にする。

第9条の題目「(払い戻す特許料・登録料・手数料及び登録税の納付事項訂正)」を「(払い戻す特許料・登録料・手数料及び登録免許税の納付事項訂正)」にして、同条第1項中「登録税」を「登録免許税」にする。

第10条第1項第3号イ日本文中「130万ウォン」を「120万ウォン」にして、同目のただし書き中「払い戻す」を「払い（第4項に基づいて調査料の減免を受けた場合は除外する）戻す」にして、同条第3項第2号中「item3(d)」を「item4(c)」にして、同条第4項から第8項までをそれぞれ第5項から第9項までにして、同条に第4項を次のとお

り新設する。

④特許庁長が定めて告示する国家の国籍を保有する者として、該当国家に住所又は営業所を持つ者（二人以上の者が共同出願する場合は、出願人全員が該当されなければならない）が特許庁を国際調査機関として指定した国際出願の調査料に対しては100分の75を減免する。

第10条第5項（従前の第4項）第1号中「一つだけ作成された場合（作成中の場合を含む）」を「一つが作成された場合」に、「100分の30」を「100分の70」にして、同項第2号を削除して、同条第8項（従前の第7項）中「第4項各号」を「第4項及び第5項」にして、第9項（従前の第8項）中「第4項各号」を「第3項から第5項まで」にする。別紙第1号の2書式を別紙のとおりにする。

#### 附則

第1条（施行日）この規則は公布した日から施行する。ただし、第10条第1項第3号イ目及び第10条第4項の改正規定は公布後3ヵ月が経過した日から施行する。

第2条（抹消登録申請手数料に対する適用例）第2条第2項第6号、第3条第2項第6号、第4条第2項第6号及び第5条第2項第9号の改正規定は、この規則の施行以降、「特許権等の登録令施行規則」第13条第1項第6号の規定に基づいて抹消登録を申請する件から適用する。

第3条（技術信託管理機関に対する特許料等の減免に関する適用例）第7条第2項第9号の3の改正規定は、この規則の施行以降、特許料・実用新案登録料及びデザイン登録料を納付する件から適用する。

第4条（平均減免率に関する適用例）第7条第5項の改正規定は、この規則の施行以降、次の各号に該当する件から適用する。

1. 特許出願、実用新案登録出願、デザイン登録出願、分割出願、変更出願
2. 特許出願に対する審査請求、実用新案登録出願に対する審査請求、権利範囲確認審判の請求
3. 特許権、実用新案権又はデザイン権の設定登録のための特許決定、登録決定又は登録審決の謄本発送

第5条（特許証等を電子文書で発行する場合の設定登録料に関する適用例）第8条第5項及び第7項第1号後段の改正規定は、この規則の施行以降、設定登録のための特許決定、登録決定又は登録審決の謄本が発送される件から適用される。

第6条（特許庁を国際調査機関にする場合の調査料の引下げによる適用例）第10条第1項第3号イ目及び第4項の改正規定は、この規則の施行以降、国際出願する件から適用する。

第7条（国際出願に対する審査請求料減免に関する適用例）第10条第5項第1号及び第2号の改正規定は、「特許法」第199条又は「実用新案法」第34条に基づいて特許出願

又は実用新案登録出願とみなす国際出願に対しては、この規則の施行以降、審査請求する件から適用する。

#### <改正理由及び主要内容>

社会・経済的弱者の知的財産を十分に保護するために、特許審判で国選代理人が選任された当事者に対して、審判手続きと関連する手数料を減免することができるようにする等の内容で「特許法」、「実用新案法」、「デザイン保護法」及び「商標法」が改正（法律第16208号、第16203号及び第16205号、2019年1月8日改正、7月9日施行）され、国選代理人が選任された当事者に対して審判請求料、訂正請求料等を免除する等、法律で委任された事項とその施行に向けて必要な事項を定める一方、個人、小企業、中企業等が技術信託管理機関に信託を設定する場合、技術信託管理機関に対して信託が設定された特許権等の特許料等を4年分から存続期間まで減免し、特許権等の設定登録を受けようとする者が特許証等を電子文書で発行する場合、最初の設定登録日から3年分の特許料等を2023年12月31日まで減免する等、現行制度の運営上の一部不備を改善・補完するためである。

### 1-6 発明振興法施行令一部改正令（案）立法予告

電子官報（2019.7.9）

#### 産業通商資源部公告第2019-421号

「発明振興法施行令」の改正に当たり、その改正理由と主要内容を国民に事前に知らせ、意見を聞くために「行政手続法第41条」に基づき、次のとおり公告します。

2019年7月9日

産業通商資源部長官

#### 発明振興法施行令一部改正令（案）立法予告

##### 1. 改正理由

担保産業財産権の買入れ・活用事業を施行するために、法律で委任された担保産業財産権の買入れの方法・条件、専任機関の監督などに対する根拠の規定を新設するためである。

##### 2. 主要内容

イ. 担保産業財産権の買入れ・活用事業の内容、担保買入れの手続き・方法、事業終了時の権利関係・処分などに対して規定（案 第14条の2新設）

- 1) 金融会社と専任機関の協約に基づいて買入れるが、買入れ価格は事業対象と事業予算を考慮

- 2) 買入れた産業財産権は、専任機関または専門機関が所有して、事業終了以降、専門機関が所有する産業財産権に対して処分などをする場合、専任機関と事前協議
  - 3) 担保産業財産権の買入れ・活用事業の具体的な運営方法、手続き、その他必要な事項は特許庁長の告示に委任
- ロ. 担保産業財産権の取引により発生する収益金を別途科目で管理、事業運営に使用される財源などに対して規定（案 第 14 条の 3 新設）
- 1) 専門機関は収益金を別途科目で管理して、その収益金は事業運営の財源と専門機関の成果給として使用可能
  - 2) 法で大統領令に委任した財源として、金融会社などと政府の出損金に対する利子収入および前年度の繰越金を含む。
- ハ. 専任機関に対する監督、専任機関の報告および資料提出義務、別途の事業科目の設定など、事業管理に必要な事項を規定（案 第 14 条の 4 新設）
- 1) 特許庁長は専任機関の事業計画、予算・決算、機構・組織、専門機関の選定、その他事業関連事項を監督
  - 2) 専門機関の選定に必要な要件、手続きなどを特許庁長の告示に委任
  - 3) 専任機関は専任機関の事業計画および予算に関する事項に対して特許庁長の承認を受けなければならない。
  - 4) 専任機関は担保産業財産権の買入れ・活用事業の効率的な運営のために別途の事業科目を設定

### 3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体または個人は 2019 年 8 月 19 日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長にご提出ください。

- イ. 立法予告事項に対する賛成または反対意見（反対の場合、理由明示）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合、その名称と代表者名）、住所および電話番号
- ハ. その他参考事項等

#### ※宛先

特許庁産業財産活用課:大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟 1804 号(〒302701)

電子メール : niceguy7@korea.kr

Fax : 042-472-1406

### 4. その他事項

改正案に対する詳しい事項は、特許庁産業財産活用課（電話 042-481-5174、



Fax042-472-1406) までお問い合わせください。

## 1-7 特許庁とその所属機関職制施行規則一部改正令(案) 立法予告

電子官報 (2019.7.12)

### 産業通商資源部公告第 2019-431 号

「特許庁とその所属機関職制施行規則」の改正に当たり、その改正理由と主要内容を国民に事前に知らせ、意見を聞くために「行政手続法第 41 条」に基づき、次のとおり公告します。

2019 年 7 月 12 日

産業通商資源部長官

### 「特許庁とその所属機関職制施行規則」一部改正令(案) 立法予告

#### 1. 改正理由および主要内容

「行政機関の組織と定員に関する通則」第 29 条第 4 項に基づいて革新的特許を保有する企業を発掘・支援するための特許創業支援課および消費者と企業間のアイデア取引の活性化に向けたアイデア取引イノベーション課を総額人件費制で新設する一方、総額人件費制で運営している産業財産創出戦略チーム、多者機構チームおよび複合商標審査チームなど、計 15 のチームの存続期間を 2022 年 9 月 8 日までにそれぞれ延長しようとするものである。

#### 2. 意見提出

「特許庁とその所属機関職制施行規則」一部改正令(案) について意見がある機関・団体、個人は 2019 年 7 月 17 日までに、統合立法予告システム

(<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じて法令案を確認の上、意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照:革新行政担当官)にご提出ください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見(賛否意見とその理由)

ロ. 氏名(法人・団体の場合、その名称と代表者名)、住所および電話番号

ハ. その他参考事項等

#### ※宛先

住所: 大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟、特許庁創造行政担当官(〒35208)

電話: 042-481-8617 Fax: 042-472-3504

電子メール: violet498@korea.kr

#### 4. その他事項

改正案に対する詳しい事項は、特許庁ウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr>) 「冊子/統計→法令および条約→立法予告」を参照するか、特許庁革新行政担当官室（電話 042-481-8617、Fax 042-472-3504）までお問い合わせください。

### 関係機関の動き

#### 2-1 特許審査官の増員により、現場疎通型審査を拡大

韓国特許庁 (2019. 7. 1)

特許庁によると、政府革新の一環として、審査官が出願人に直接会って審査結果の説明を行うほか、特許内容に対する補正案の相談を行う現場疎通型審査（深層面談）の利用件数が2015年の367件から2018年は2,501件と、大幅増加したことが判明した。

※現場疎通型審査（件）：（2015年）367 → （2016年）778 → （2017年）1,557 → （2018年）2,501

※※補正：特許拒絶理由を解消するために、特許明細書などを修正する行為

現場疎通型審査は、三つに分けられるが、予備審査は、特許審査の本審査の前に事前審査の結果を説明する制度であり、補正案レビューは、審査官が通知した拒絶理由を基に補正案の相談を行う制度であり、再審査面談は、既に拒絶決定を受けた特許を再び審査する再審査の請求前に補正案の相談を行う制度である。

#### <現場疎通型審査（深層面談）種類別フロー>

特許 出願	⇒	予備 審査	⇒	特許 審査 着手	⇒	意見 提出 通知	⇒	補正案 レビュー	⇒	特許 審査 終結	⇒	再審査 面談
		事前審査提供 補正方向協議 自主補正誘導						補正案 検討 意見提示				再審査請求前 補正案検討 意見提示

このような現場疎通型審査は、優先審査が決まった高い難易度の技術分野の出願を対象にする予備審査を除いては、別途の条件の制限がない。審査官には、出願人との積極的なコミュニケーションにより正確な審査が可能になり、出願人には、審査官との面談を通じて適正な特許権を迅速に確保するというメリットがある。

※優先審査が決まった出願に対しては、予備審査申請の案内書類が発送される。

実際、予備審査を活用すれば、出願人は審査官の面談後に、特許権の補正を行い、平均4ヵ月の迅速な特許権確保が可能になる。

特許庁は、出願人の強い特許創出を支援する現場疎通型審査をさらに拡大するために、特許審査官の増員を持続的に推進している。このような努力により、2018年に特許審査官16人を増員しており、2019年は4階級・5階級の特許チーム長10人を含む計56人の特許審査官を確保した。

2019年の審査人材の増員により、特許1件あたりの審査に必要な「審査投入時間」は12.5時間に増え、出願人との疎通を図る現場疎通型審査の拡大に向けた基盤が整備された。

※審査投入時間（時間）：（2017年）11.9 → （2018年）12.3 → （2019年）12.5

特許庁特許審査企画課長は、「審査人材の増員により、特許審査結果に対する出願人の審判請求の割合が減少するなど、特許審査の品質向上として表れている」とし、「韓国企業の中核技術を保護するとともに、イノベーション成長を支えることができるよう、迅速かつ正確な特許審査の提供に向けて努める」と述べた。

※特許拒絶決定不服審判請求率（%）：（2016年）8.1 → （2018年）6.4 → （2019年5月）5.5

## 2-2 特許庁ウェブサイト、国民政策参加型にリニューアルオープン

韓国特許庁（2019.7.1）

一緒に知的財産政策に参加しましょう！

第四次産業革命時代の到来により、知的財産に対する国民意識がより一層高まっており、特許庁では、ユーザーとの接点であるウェブサイトを通じて知的財産政策をリアルタイムで発信するとともに、政策への参加を誘導している。

特許庁は、7月1日、知的財産に対する国民の関心と目線に合わせて、ウェブサイト（[www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)）をリニューアルオープンしたと明らかにした。

簡潔な構成のウェブサイトをおよむユーザーたちの傾向を考慮して、ウェブサイトに掲載されている複雑なメニュー・コンテンツを大幅に簡素化し、視覚的な工夫を施した政策・コンテンツを重点配置することで可読性を高めた。

今回の改編は、(1)「UI/UX を適用したメニュー・リニューアル」、(2)「国民政策参加機能強化」、(3)「全てのコンテンツの自由利用」の三つの観点から行われた。

#### <UI/UX を適用したメニュー・リニューアル>

まず、ウェブサイトメニューに対するユーザーのクリック回数を基盤に、「よく利用するサービス」を新設するとともに、コーナーを半分以下に縮小（49 個→22 個）した。

そして、これまで別途のリンクのみ提供されていた特許情報検索サービス (KIPRIS) を、直接利用できるように提供するほか、最多入力された人気検索ワードを提示することで、資料検索の利便性を高めた。

#### <国民政策参加機能強化>

二番目に、「4 時！特許庁です」、「ブログニュース」、「カードニュース」のコーナーを通じてリアルタイムで政策の紹介を行う。特に、「4 時！特許庁です」は、特許庁が直接制作する対談形式のコンテンツで、誰でも参加してアイデアや特許製品を広報することができる。

また、視聴者は、「知的財産温室」と「特許路 1 番街」のコーナーを通じて政策の討論とともに、自由に意見を提示すれば、担当者が検討の上、政策への反映の可否をフィードバックしてくれる。

#### <全てのコンテンツの自由利用>

最後に、公共ヌリ（※）第 1 類型（※※）の適用対象をウェブサイト内の全てのコンテンツに拡大し、出所さえ表示すれば商業的にも制限なく利用することができるように全面公開を行った。

※公共ヌリ：政府部処・地方自治体および公共機関などが保有する公共著作物の利用の活性化と利用許諾の手続きを簡素化するために設けられた基準である。この基準の骨子は、公共著作物利用許諾ライセンスの公共ヌリ (KOGIL・Korea Open Government License) である。第 1 類型から第 4 類型まで設けられている。

※※

第1 類型（出所表示）：商業的・非商業的用途で利用可能、内容変更などの2 次的著作物作成可能

第2 類型（出所表示）：非商業的用途のみ利用可能、内容変更などの2 次的著作物作成可能

第3 類型（出所表示）：商業的・非商業的用途で利用可能、内容変更などの2 次的著作物作成不可

第4 類型（出所表示）：非商業的用途のみ利用可能、内容変更などの2 次的著作物作成不可

一方、特許庁ウェブサイトを訪問する1 日の22,000 人のユーザーの接近性の向上に向けて5 年連続で「ウェブ接近性品質認証マーク」を獲得している。

特許庁情報顧客支援局長は、「知的財産政策について、国民とより積極的に疎通するために、ユーザーとの接点であるウェブサイトの改編を行った」とし、「ウェブサイトを訪問するユーザーには、政策に関する討論と助言をお願いしたい」と述べた。

## 2-3 特許庁、パラグアイ知的財産国家総局の文書電子化システム構築に着手

韓国特許庁（2019.7.3）

### 特許行政情報化韓流、南米に進出

韓国型特許行政情報システムが、南米に本格的に進出する。

特許庁は、パラグアイ知的財産国家総局の文書電子化システム開発に向けた着手報告会を7月3日（現地時間、午前10時）、パラグアイ知的財産国家総局（パラグアイ首都、アスンシオン）で開催すると明らかにした。

今回のシステム開発プロジェクトは、韓国特許庁とパラグアイ知的財産国家総局間の2015年からの情報化協力（※）の結果物である。

※特許庁は、2015年に、パラグアイ知的財産国家総局の要請を受けて特許行政情報システム構築に向けた情報化コンサルティングを実施

米州開発銀行（IDB）（※）の韓国信託基金78万ドルが投入され、韓国特許情報院の主管で18ヵ月間の日程で行われるこのプロジェクトは、パラグアイ知的財産国家総局の文書

電子化および電子化文書管理情報システム構築、システム活用に向けた職員能力向上プログラムなどで構成される予定である。

※Inter-American Development Bank (IDB)：米州最大の多国間開発金融機関（本部：ワシントン DC)

今回の文書電子化システム開発プロジェクトが完了すれば、これまで書面中心の手作業で行われてきたパラグアイ知的財産国家総局の特許行政が、ペーパーレスの特許行政処理システムの構築により、出願・審査などの特許行政全般の効率性が大幅向上するものと期待される。

今回の事業は、国際的に認められている韓国独自の特許行政情報システムを、初めて南米に普及させるという点で意味があり、これからの南米地域への韓国システム進出にも有利な環境が造成されるものと予想される。

#### <韓国型特許行政情報システムの海外進出主要事例>

- (1) モンゴル（2011年）、アゼルバイジャン（2013年）、ARIPO（アフリカ広域知的財産機関、2015年）に特許情報システム構築完了（韓国国際協力団（KOICA）の無償援助プログラム）
- (2) UAE に特許行政情報システム輸出（2017年）※450万ドル全額をUAE政府が負担
- (3) ベトナム、アンゴラ、チリなど、途上国を対象に情報化コンサルティング実施

一方、着手報告会に続いて行われる特許庁情報顧客支援局長と Joel Talavera パラグアイ知的財産国家総局長との高官級会談では、パラグアイ知的財産国家総局の文書電子化システム構築、特許データ交換および未来情報化協力の方向などの両国間の協力事項が議論され、両庁局間の持続的な情報化協力に向けた了解覚書（MOU）も締結される。

特許庁情報顧客支援局長は、「今回のパラグアイ文書電子化システム開発プロジェクトの推進により、改めて韓国の特許行政システム技術の優秀性が立証された」とし、「パラグアイ知的財産国家総局との情報化協力を基盤に、南米地域国家との協力を拡大することで、南米に進出する韓国企業の活動に役立つ知財権環境を造成していく」と明らかにした。

他人の特許権・営業秘密を故意に侵害…最大3倍まで損害賠償

- 懲罰的損害賠償制度 7月9日から施行
- 特許庁、「損害賠償の現実化により、知的財産侵害の悪循環を断ち切る」
- 知的財産が正当な対価を受けられる市場の定着を期待

2019年7月9日から、他人の特許権または営業秘密を故意に侵害した場合、損害額の最大3倍まで賠償する「懲罰的損害賠償制度」が施行される。

これまでは、損害賠償額が大きくなかったため侵害が予想されても、まず侵害から利益を得て、事後に補償すればよいという認識が多かった。しかし、これから懲罰賠償制度が施行されることによって「知的財産侵害の悪循環が断ち切れ、知的財産が市場で正当な対価を受けられる環境が造成される」と期待される。

特許庁は、このような内容を盛り込んだ「特許法」および「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」一部改正法律が7月9日から施行されると明らかにした。

これまで、韓国の特許侵害訴訟の損害賠償額の間接値(※)は、6千万ウォンであった。これは、米国の損害賠償額の間接値の65.7億ウォンに比べて非常に少ない金額であり、韓国と米国のGDPを考慮しても9分の1に過ぎない。

一例として、A企業の場合、自社の特許を侵害したB企業を相手取って1億ウォンの損害賠償を請求したが、実際引用された金額は、2千2百万ウォンに過ぎなかった。それも約1千万ウォン程度の訴訟費用を除けば事実上、損害として認められた金額は1千2百万ウォンに過ぎなかった。これは、訴訟による救済の限界をそのまま露呈する事例である。そのため、一部の中小企業では、自社の特許権侵害事実を認知したにもかかわらず、訴の提起を放棄することも茶飯事であった。

これからは、特許権または営業秘密を故意に侵害した場合、損害額の最大3倍まで賠償されるようになるため、A企業も最大6千6百万ウォンまで損害賠償を受けることができるようになる。この他にも特許権または営業秘密保護を強化する改正事項も同時に施行される。

まず、特許権侵害に対する実施料の認定基準が「通常実施料」から「合理的な実施料」に変更される。これまでは、同種業界の実施料契約などを参考にして認定されていた実施料の割合が、これからは同種業界の参考資料がなくても法院において合理的に判断することができるようになった。これを通じて現在の2%~5%に過ぎなかった認定の割合が最大12%~13%（米国水準）まで上昇することができると期待される。

次に、特許権を侵害した者に、自身がどのような製造行為を行ったかを具体的に明らかにするように制度を改善した。通常、侵害者の工場の中で製造が行われるため、製造方法に関する特許の場合は、特許権者がその侵害行為を立証することが非常に難しかった。

このような問題点を解消するために、侵害者に、自身が工場でどのように製品を製造したかを明らかにするように義務付けるものである。これにより、特許権者の侵害立証が多少緩和するものと期待される。

そして、不正競争防止法上の営業秘密の認定要件を「合理的な努力によって秘密として維持」されるようになっていたものを「秘密として管理」さえできれば営業秘密として認定できるように要件を緩和した。これまで中小企業の場合、営業秘密の管理要件を満たすことができず50%以上が訴訟で敗訴した。今回の改正により、中小企業の営業秘密保護がより一層強化されるものと期待される。

最後に、営業秘密侵害に対する刑事処分を強化した。まず、退社後も営業秘密を継続して保有していた者が、削除または返還要求に応じない場合など、営業秘密の刑事処罰の対象を追加して営業秘密侵害のリスクのある状況を克服できるようにした。そして、営業秘密侵害行為に対する懲役および罰金を従前より大幅に強化させた。

※懲役刑の強化（国内：5年→10年、国外：10年→15年）

※罰金上限額の強化（国内：5千万ウォン→5億ウォン、国外：1億ウォン→15億ウォン）

さらに、同法律の改正事項のうち、懲罰的損害賠償などの損害賠償に関連する事項は、改正法律が施行された以降、最初に違反した行為から適用される。

特許庁産業財産保護協力局長は、「改正法律の施行により、これまでより知的財産の価値が高くなるものと期待され、侵害者が侵害行為から得た利益を特許権者の損害として還元させる制度が整備されれば、懲罰賠償制度の効果が、より増大されるだろう」と述べた。



※中間値：全体の60件の訴訟事件のうち、損害賠償額を基準に30位または31位に該当する事件の平均損害賠償額

#### 懲罰賠償関連の不正競争防止法、特許法改正法律の主要改正事項

##### 1. 懲罰的損害賠償改正事項

－ 営業秘密および特許権・専用実施権の侵害行為が故意的な場合、損害額の3倍以内で損害賠償額を認定可能

－ 損害額の増額時の、侵害者の優越的地位の有無、故意の程度、侵害の期間・回数、侵害による被害の程度など、計8つの考慮事項

1. 侵害行為を行った者の優越的地位の有無

2. 故意又は損害発生の憂慮を認識した程度

3. 侵害行為により、営業秘密保有者が被った被害の規模

4. 侵害行為により、侵害者が得た経済的利益

5. 侵害行為の期間・回数など

6. 侵害行為による罰金

7. 侵害行為を行った者の財産状態

8. 侵害行為を行った者の被害救済努力の程度

##### 2. その他の特許法改正事項

○ 実施料賠償金額の判断基準の変更

－ 損害額の算定時に、「通常的に」受けられる金額を「合理的に」受けられる金額に変更して、損害額の算定範囲拡大の基盤を設ける。

－ 韓国の法院の実施料率（約2%～5%）は、米国（13.1%）に比べて低い。

○ 特許権侵害者の立証責任の転換

－ 訴訟において特許権者が具体的侵害行為を提示すれば、被告が自身の具体的行為態様を提示して否認するよう義務付ける。

－ 製造方法は被告の工場で行われるため、特許権者が直接立証することが不可能である。

※2016年改正特許法に、秘密審理の手続などを導入して営業秘密公開のリスクを解消

現行		改正後	
原告主張	被告主張	原告主張	被告主張
<ul style="list-style-type: none"> <li>- 原告の特許発明は、特許原簿上の請求項と同一に構成されているが、被告が製造した機器は登録原簿上に記載された原告の特許発明 A、B、C、…Z（請求項全体）の方法で製造されたため、原告の特許権を侵害した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 被告は原告が主張する方法で製造したことがない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 原告の特許発明は、登録原簿に記載されているとおり、A、B、Cの方法で構成されており、被告が製造した機器は、原告の特許発明 A、B、Cの方法で製造されたため、原告の特許を侵害した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 被告は原告が主張することとは異なる A、B、Dの方法で被告の製品を製造した</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>- 原告は被告の侵害行為に対して具体的に立証しなければならない負担がある反面、被告は続けて否認しながら、資料提出を拒否すれば、事実上、原告は侵害行為を立証する方法がない</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 被告が自ら製造方法を明らかにしたため、原告の製造方法（A、B、C）と被告の製造方法（A、B、D）が同一であるかの審理を行い、被告は自身の主張を立証するために証拠を提出するため、原告の立証負担は相当緩和される</li> </ul>	

### 3. その他の不正競争防止法改正事項

#### ○ 営業秘密の秘密管理性の要件の緩和

- 厳しい秘密管理性の要件による中小企業の立証負担を緩和するために「合理的な努力」を削除

※「合理的な努力により秘密として維持された」→「秘密として管理された」

○ 刑事処分対象の明確化（（1）指定された場所の外に流出、（2）返還・削除の要求に応じない、（3）不正な方法で取得、（4）違法流出された営業秘密の再取得・使用）

- 罪刑法定主義に基づいて営業秘密侵害の類型を明確に規定する必要がある。

#### ○ 営業秘密侵害罪の罰則の強化

- 懲役（国内：5年→10年、国外：10年→15年）

- 罰金上限額の強化（国内：5千万ウォン→5億ウォン、国外：1億ウォン→15億ウォン）

○ 営業秘密侵害行為の予備陰謀罪の罰金の強化（国外：2千万ウォン→3千万ウォン、国内：1千万ウォン→2千万ウォン）

- 法定刑の整備基準（1年→1千万ウォン）に適合する改正であり、産業技術流出防止法と同一水準（国外：3千万ウォン、国内：2千万ウォン）に強化

区分		改正前		改正後
特許法	損害賠償	損害賠償額 1 倍	⇒	損害賠償額最大 3 倍
	実施料	通常的な実施料		合理的な実施料
	侵害行為立証	原告が被告の製造行為の全てを立証	⇒	被告も自身の製造行為を立証
不正競争防止法	損害賠償	損害賠償額 1 倍		損害賠償額最大 3 倍
	営業秘密認定要件	合理的な努力により、秘密として維持された		秘密として管理された
	刑事処罰対象拡大	なし	⇒	(新設) (1) 指定された場所の外に流出、(2) 返還・削除の要求に応じない、(3) 不正な方法で取得、(4) 違法流出された営業秘密の再取得・使用
	刑事処罰	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 懲役 (国内：5 年、国外：10 年)</li> <li>- 罰金上限額 (国内：5 千万ウォン、国外：1 億ウォン)</li> <li>- 営業秘密侵害行為予備陰謀罪罰金 (国外：2 千万ウォン、国内：1 千万ウォン)</li> </ul>	⇒	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 懲役 (国内：10 年、国外：15 年)</li> <li>- 罰金上限額 (国内：5 億ウォン、国外：15 億ウォン)</li> <li>- 営業秘密侵害行為予備陰謀罪罰金 (国外：3 千万ウォン、国内：2 千万ウォン)</li> </ul>

## 2-5 特許審判院、7月9日から国選代理人制度施行

韓国特許庁 (2019.7.8)

### 代理人のいない、社会・経済的弱者支援

特許庁は、低所得層、障害者、青年起業家などの特許審判を無料で支援する特許審判国選代理人制度を7月9日から施行する予定である。

支援対象は、低所得層、国家有功者、障害者、小企業、青年起業家などであり、詳しい内容は特許審判院のウェブサイト ([www.kipo.go.kr/ipt](http://www.kipo.go.kr/ipt)) で確認できる。

支援を希望する審判当事者は、国選代理人選任申請書と支援対象の可否を確認できる証書類を添付して特許審判院に申請 (※) する。

※特許路 ([www.patent.go.kr](http://www.patent.go.kr)) ウェブサイトより電子文書で提出可能

請求人は、審判請求日から1ヵ月、被請求人は、答弁書提出期間の満了日までに国選代理人選任を申請することができる。

特許審判院は、各専門分野別の国選代理人人材プールを構成して、申請がある場合、特許審判院長は人材プールの弁理士の中から国選代理人を選任した後、これを申請人に通知する。

また、国選代理人が選任された当事者が納付した審判手数料 (審判請求料および訂正請求料) も、審判終了後に払い戻す予定である。

特許審判院長は、「社会・経済的弱者もイノベーション成長に参加できるように、これからも社会・経済的弱者に対する知財権保護支援を持続的に拡大していく」と述べた。

## 2-6 特許庁、特許登録料の減免拡大で中小企業の特許取引を支援

韓国特許庁 (2019.7.8)

- 技術信託管理機関の特許登録料を減免
- 社会・経済的弱者に対する審判請求料の免除など施行

特許庁は、技術信託管理機関（※）に対する特許登録料の減免などの改正内容を盛り込んだ「特許料等の徴収規則」を7月9日から施行すると明らかにした。

※（技術信託管理機関）「技術の移転及び事業化促進に関する法律」に基づいて技術信託管理業の許可を得た機関（技術保証基金、韓国特許戦略開発院など）

#### 1. 技術信託管理機関に対する特許登録料の減免導入

特許庁は、中小企業などが技術保証基金のような技術信託管理機関に信託（※）した特許権、実用新案権、デザイン権に対して、年次登録料を50%減免する。

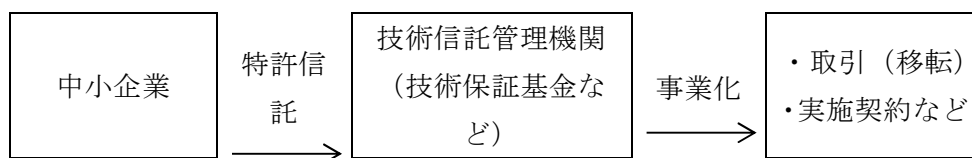
※（特許信託制度）中小企業などが保有する特許権などを技術信託管理機関に信託して、技術信託管理機関は、これを移転、または実施権を設定するなど委託者のために特許などを管理する制度

これまで、特許登録料の減免対象である中小企業が、特許権などを信託する場合であっても、技術信託管理機関は特許登録料の減免対象に含まれず、登録料の減免を受けることができなかった。

しかし、これからは中小企業が技術信託管理機関に信託した特許権などに対しては、中小企業と同様に年次登録料の50%の減免を受けることができる。

これにより、技術信託管理機関の特許維持による年次登録料の負担が軽減され、技術保証基金のような技術信託管理機関を通じて中小企業が保有する特許技術の取引や実施契約などが、より促進されると期待される。

#### < 中小企業の特許信託および特許登録料減免概要 >



現行	登録料減免 (※)	登録料減免なし
改正	現行と同様	登録料減免導入

※特許・実用新案・デザインの年次登録料50%減免

## 2. 特許審判国選代理人を選任された当事者の審判請求料など免除

特許法などの改正により、社会・経済的弱者を対象に、審判の手続きにおいて国選代理人制度（※）が導入され、国選代理人を選任された当事者に対しては、審判請求料・訂正請求料を免除する。

※審判の手続きにおいて、小企業、青年起業家など、社会・経済的弱者が特許審判の当事者になった場合、特許審判院長が国選代理人を選任する制度（2019年7月9日施行）

これにより、社会・経済的弱者や中小企業などの知的財産権をめぐる審判の手続きで、代理人選任および審判請求費用の負担が大きく軽減されると期待される。

※国選代理人の選任対象、手続きなど、詳しい事項は「特許審判院国選代理人選任及び運営に関する規則」、特許審判院ウェブサイト（[www.kipo.go.kr/ipt](http://www.kipo.go.kr/ipt)）など参照

## 3. PCT 国際調査に対する手数料の引下げおよび減免拡大

特許庁が、特許協力条約（PCT；Patent Cooperation Treaty）に基づく国際調査機関として、英語作成による PCT 国際調査関連の手数料を、現行の 130 万ウォンから 120 万ウォンに引下げる（※）。

※世界知的所有権機関（WIPO；World Intellectual Property Organization）の通知および公知期間を経て 3 ヶ月が経過した 2019 年 10 月 9 日以降の国際出願から適用される予定

また、途上国の国民が韓国特許庁を国際調査機関に指定して依頼した国際調査に対しては、国際調査手数料を 75%減免する一方、韓国特許庁で国際調査が行われた件を韓国に出願する場合は、国内審査請求料の減免率を現行の 30%から 70%に拡大する。

これにより、韓国企業などが特許庁を国際調査機関として指定することで、権利獲得費用を節減することができるとみられる。

## 4. 電子ファイル登録証の発給促進および特許手数料納付方式の改善など

特許権、実用新案権、デザイン権、商標権の設定登録時に、電子文書で発給する特許・登録証を受領すれば設定登録料 1 万ウォンを減免する他、電子文書で発給する特許・登録証は無料で再発給することで、電子ファイル形態の特許・登録証の活用を促進する計画である。

また、これまで特許権などの権利を抹消登録する場合に、5,000 ウォンの手数料を納付する必要があったが、これからは無料化にし、特許権などの権利維持の意思がない者が、費用なしで抹消登録の申請ができるようになる。

一方、平均減免率（※）の計算時に、これまでは小数点以下を切り捨てる方式だったが、これからは小数点以下を切り上げる方式に変更して、出願人を優遇する計算方式に改善した。

※（平均減免率）個人、中小企業、中堅企業など、特許手数料などの減免比率が異なる出願人が共同で出願する場合に適用される減免比率の平均

特許庁情報顧客支援局長は、「今回の改正により、社会・経済的弱者の特許手数料の負担が、より軽減されるだろう」とし、「これからも特許手数料の納付と関連して、経済的な負担は軽減させながら、特許の取引などは、より活性化する方策に改善していく」と明らかにした。

「特許料等の徴収規則」 主要改正内容（2019年7月9日施行）

現行	改正内容
<p>1. 技術移転法に基づいて技術信託管理業の許可を得た「技術信託管理機関」に対する特許登録料減免制度：無</p>	<p>○ 中小企業等が技術信託管理機関に委託した特許権等に対する特許（登録）料の減免（新設）</p> <p>※4年次分以上の年次登録料50%減免</p>
<p>2. 特許審判国選代理人が選任された当事者に対する審判請求料減免規定：無</p>	<p>○ 特許審判国選代理人が選任された当事者に対する審判請求料免除（新設）</p>
<p>3.（1）特許庁が国際調査機関として英語作成による国際調査手数料：130万ウォン</p>	<p>○ 120万ウォン（10万ウォンの引下げ）</p> <p>※2019年10月9日以降の国際出願から適用</p>
<p>（2）途上国の国民の国際出願に対するPCT国際調査料減免制度：無</p>	<p>○ 途上国の国民のPCT国際調査手数料の75%減免の根拠の規定新設</p> <p>※減免対象となる国家は、特許庁長が別途告知</p>
<p>（3）特許庁が国際調査、又は国際予備審査を遂行した国際出願が国内段階に進入する場合、審査請求料減免</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 二つのうち、一つだけあれば30%減免</li> <li>－ 二つともあれば70%減免</li> </ul>	<p>○ 特許庁が国際調査報告書、国際予備審査報告書のいずれかを作成した場合に、国内段階審査請求料70%減免</p>
<p>4.（1）特許権等の設定登録時に、電子文書で発給する特許（登録）証を受領する場合、登録料減免：無</p>	<p>○ 特許権等の設定登録時に、電子文書で発給する特許（登録）証を受領する場合、設定登録料1万ウォン減免</p> <p>※2023年まで臨時的に規定</p>
<p>（2）電子文書で特許（登録）証を再発給する場合の手数料規定の不明確</p>	<p>○ 電子文書で特許（登録）証を再発給する場合の再発給手数料免除の明確化</p>



(3) 特許料等の減免対象者が共有の場合に適用する平均減免比率の計算時に、小数点以下を切り捨てる方式	○ 小数点以下を切り上げる
(4) 特許権等に関する権利の抹消登録申請 手数料：件別 5,000 ウォン	○ 無料

## 模倣品関連および知的財産権紛争

### 3-1 中国商標権紛争、商標ブローカーの弱点を突き止めば勝つ

韓国特許庁（2019.7.11）

特許庁は、海外知財権紛争への支援により、韓国企業が中国の商標権紛争で勝訴する成果を上げていと明らかにした。

韓国企業が多く進出している化粧品、飲食業分野を中心に勝訴事例が表れており、医療・化粧品製造業者の A 社、ポッサム（韓国の豚肉料理）専門会社の B 社、ピザ・フランチャイズの C 社などが代表的な事例である。

#### < 中国商標権紛争勝訴事例 >

国内で知られるチキン・手作りバーガー・フランチャイズ業者の a 社は、2017 年 4 月に、無断先占された商標を通知してくれる特許庁のサービスを通じて、商標ブローカーが、自社の商標を中国で無断先占したことを知った。これを受けて a 社は、特許庁の商標ブローカー共同対応事業に申込み、同商標権に対する無効審判を提起して 2018 年 11 月勝訴した。

これらの企業の勝訴原因を分析すると共通点がある。相手が商標ブローカーであることを立証することで、勝訴に導くことができたのである。

中国の商標当局は、2017 年 1 月、商標ブローカーに対する審査基準を整備した。「出願人が大量の商標に対する権利を獲得した後、実際、その権利を使用せず積極的に商標の買取りを勧誘する、または譲渡手数料を要求する場合」などについては、使用の意思が不足するものと判断して、無効を宣告できるようにした。

勝訴した韓国企業は、中国当局の変わった基準を積極的に活用したものと分析される。中国で商標が先占された場合、まず相手が商標ブローカーではないか疑うことができる。勝訴した韓国企業は、相手の中国内の出願や営業の現状を分析して、正常な営業需要に比べて過度に出願していないか、故意に商標を模倣していないか、譲渡手数料を要求していないかなどを立証して、勝訴を勝ち取った。

同一のブローカーからの複数の被害企業が共同で対応すれば、相手の悪意性をより簡単に立証することができる。特許庁は、このような企業が協議体を構成して共同で対応できるように支援する。

一方、相手が商標ブローカーではないものの、中国内の販売商、代理人、加盟業者、現地職員など、特殊関係である場合は、取引上の契約書、雇用契約書などから特殊関係であることを立証し、無効、または異議申請をする方法も検討することができる。

中国は、2019年11月に施行される中国商標法（第4次改正）にて「使用を目的にしない商標出願」を拒絶または無効にすることができる根拠条項を明確にするなど、商標ブローカーの根絶に徹底する意思をみせている。

特許庁産業財産保護協力局長は、「中国が知的財産の保護強化を掲げ、実質的な措置を取っているだけに、韓国企業はこれを積極的に活用する必要がある。中国で紛争が発生すると韓国企業は、審判や訴訟などを始めようとしてもしないのが現状だが、このような勝訴事例は、中国での商標権紛争で悩む韓国企業に効果的な対応方法を示すという点で意味がある」と述べた。

特許庁は、中国で韓国企業の商標の無断先占の有無を調査して、該当企業に通知する早期警報体系、共通の商標ブローカーを相手に、法的対応が可能になるよう共同対応協議体、輸出（予定）企業に紛争段階別のオーダーメイド型の知財権保護戦略を提供する国際知財権紛争予防コンサルティングを支援している。

特許庁支援事業の、商標無断先占早期警報体系、共同対応協議体、国際知財権紛争予防コンサルティングに関する詳しい事項は、韓国知識財産保護院（[www.koipa.re.kr](http://www.koipa.re.kr)、電話02-2183-5835）まで。

### 3-2 特許庁・韓国貿易協会、輸出企業の知財権保護で協力

電子新聞 (2019. 7. 11)

特許庁は、7月11日、韓国貿易協会と「輸出企業知的財産保護および競争力強化に向けた業務協約」を締結し、輸出企業の海外知財権拡大を積極的に支援する。

これを受けて、特許庁は2030年まで国内企業の海外特許出願を現在の約7万件より3倍近く多い20万件に増やすとともに、現在16%水準である中堅・中小企業の割合を30%まで拡大することを目標に、「海外特許2030プロジェクト」を推進する。

グローバルIPスター企業、特許バウチャー、グローバルK-特許拡大などを通じて費用の支援を拡大する他、特許共済をはじめとする間接支援を増やすことにした。また、海外知的財産センター（IP-DESK）を改編・拡大することで現地支援を拡大する。現在15カ所であるIPデスクを2023年まで23カ所に拡大する予定である。

特許庁長は、「韓国企業が海外市場において、知的財産により市場を先取り保護できるよう、中長期計画を策定した」とし、「貿易協会との協力は、輸出企業が知的財産を基盤にグローバル強小企業として成長するための糧になるだろう」と述べた。

### 3-3 韓国政府、産業財産権侵害の「模倣品韓流」製品13万件押収、「対応強化」

電子新聞 (2019. 7. 11)

韓国政府は、2018年からの海外韓流便乗企業の取り締まりにより、約13万件の製品を押収したと明らかにした。当面の措置は取ったが、依然として韓国企業の産業財産権を侵害する現地企業の営業が横行しているため注意が必要である。政府は対応を強化する方針である。

7月10日、特許庁と大韓貿易投資振興公社（KOTRA）によると、韓国政府は、2018年下半期に、アジアの主要市場で現地機関と協力して13万件以上の模倣品韓流製品を押収した。

現地機関が押収した製品は、大半が生活用品である。化粧品をはじめとする洗浄用品、キャラクター商品が主であった。国内企業の著作権、デザイン権、商標権、実用新案などの産業財産権を侵害した製品である。

最も大きな取り締まり実績は、ベトナムでの取り締まりだった。2018年7月にベトナム市場管理局と協力して韓流便乗企業の店舗を取り締まった結果、57の店舗から5億ドン（VDN）（約2,500万ウォン）規模の12万8,600個の製品を押収した。

これらの店舗は、ベトナム競争管理局から行政処罰を受けた。ベトナム当局は、中国系企業のMUMUSOだけに1億ドン（約500万ウォン）の罰金を賦課した。続いて8月は、タイ政府と協力して現地のMUMUSO店舗を一斉に取り締まり138品目において1,309点を押収した。

また、韓流便乗企業の本拠地である中国と協力して自助努力を誘導した。韓国政府は2018年12月、広州市所在の市場監督管理局と経済検査局に対して、三つの韓流便乗企業関連の取り締まりを要請した。自国機関の警告を受けた当該企業は、2019年に五つのブランドの23品目について自主撤退しており、在庫は廃棄して、追加の生産は行わないことにした。

韓流便乗企業は、ハングル、韓国国旗、 코리아 (Korea) など、韓国のイメージを売りにして、韓国企業の模倣品を販売する会社を総称する。MUMUSOが代表的な企業である。

これらの企業は、韓国で法人を設立して商標権を登録した後、中国法人との委託関係を利用して、まるで韓国企業のように見せかけるビジネス戦略を取る。この課程で韓国企業の産業財産権侵害が頻繁に発生する。

韓流便乗企業は、依然として事業を拡大している。特許庁は、2019年上半期に調査専門機関を通じて韓流便乗企業の海外進出有無と店舗状況を調査した。

2019年5月基準で、計10の業者が世界で1,499の店舗を運営している。代表格のMUMUSOは、344の店舗を運営しながらビジネス地域を広めている。

韓流便乗企業による韓国企業の産業財産権侵害が相次いでおり、政府は対応を強化する計画である。

特許庁は、最近、韓国企業の産業財産権侵害の疑いのある外国企業の権利保有状況と流通実態を調査した。現地のマスコミとソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などを通じて、現地の消費者向けに韓流便乗企業の取り締まり結果を知らせる。8カ国に設置されている15の海外知的財産センターより、取り締まり機関を案内するとともに、韓国企業がデザイン権を確保できるように支援する。

特許庁関係者は、「韓流便乗企業は、典型的な知財権侵害ではない新しい種類の被害であるため、先例をつくっていかなければならない」とし、「不正競争と消費者保護の観点から、韓流便乗企業が活動する現地政府と協力して取り締まりを続けていく」と述べた。

### 3-4 「京畿道中小企業技術保護デスク」事業施行、自治体としては初の技術奪取支援

電子新聞 (2019. 7. 15)

京畿道が公正経済エコシステムの造成に向けて、中小企業の技術奪取予防と技術保護に乗り出す。

京畿道は、7月15日、京畿テクノパーク京畿知識財産センターのウェブサイトに、このような内容を盛り込んだ「京畿道中小企業技術保護デスク」の公告を掲示した。

「京畿道中小企業技術保護デスク」事業は、技術奪取被害に遭ったが、法律的な知識と人材不足などで対応が難しい中小企業を支援するために設けられた。中小企業向けの技術奪取に関する総合的支援事業は自治体としては初の試みである。

この事業は、(1) 専門家による相談窓口運営、(2) 技術奪取予防のための事前支援、(3) 技術奪取被害企業のための事後的支援など、三つの分野において推進される。

技術奪取に関する専門家による相談窓口は、京畿道安山市所在の京畿テクノパーク内の京畿知識財産センターに開所される予定である。現在、相談を専任する弁護士や弁理士の採用が行われている。京畿道は専門家の採用確定次第、技術奪取で悩む中小企業を対象に無料相談を提供する計画である。

また、技術奪取予防のための事前支援政策としては、未登録アイデアや営業秘密の知的財産権利化の支援、技術資料を安全に保管できる技術任置・営業秘密原本証明制度を活用した中核技術保有事実の立証、技術奪取予防教育の実施などがある。

事後的支援としては、最大500万ウォンまでの知的財産権訴訟保険・特許共済加入の支援、1件当たり500万ウォンまでの審判・訴訟費用の支援、技術奪取の有無、契約書の検討、技術説明資料の事前検討など、技術奪取の分析およびコンサルティングなどを支援する。

京畿道は、警察庁、中小ベンチャー企業部、ベンチャー企業協会、中小企業 CEO 連合会などと協力して、行政的・刑事的措置ができるよう支援システムを構築する計画である。

京畿道知事は、5月に、ブログで「2019年第1回補正予算に、「京畿道中小企業技術奪取予防及び保護予算」として4億ウォンを編成した」とし、「中小企業が能力を存分に発揮することができるよう、公正経済エコシステムの造成に向けて取り組み続ける」と述べた。

技術奪取に関する支援を希望する企業は、京畿テクノパーク京畿知識財産センターのウェブサイトで申請できる。

### デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

### その他一般

#### 5-1 梅雨の時期の道路の地雷「ポットホール（Pot Hole）」、特許技術で除去する 韓国特許庁（2019.7.2）

本格的な梅雨シーズンの到来により、「ポットホール（Pot Hole）」（注1）に対する恐怖が大きくなっている。車両のタイヤを損傷させる他、路面のポットホールに、いきなりハンドルを取られてしまうなど、大型交通事故の原因になることから「道路の地雷」とも呼ばれるが、特に梅雨や集中豪雨が発生する夏に急増する。最近、ポットホールに対する政府と地方自治体の関心が高まる中、ポットホールの除去に関する特許出願が大きく増加している。

特許庁によると、過去10年間（2008年～2017年）の道路分野の全体の特許出願のうち、アスファルト舗装破損の補修技術が占める割合が順調に増加していることが判明した。

特に、直近3年間（2015年～2017年）のアスファルト舗装破損の補修技術に関する特許出願の割合は11.9%（全体1,637件、補修技術194件）であるが、これは以前の7年間（2008年～2014年）の特許出願の割合の7.8%（全体4,444件、補修技術342件）に比べて50%以上急増したものである。

また、アスファルト舗装破損の補修技術が占める割合を、その破損形態である亀裂、わだち掘れ（注2）、ポットホールに分けてみると、同じ期間（2008年～2014年、2015年～2017年比較）でポットホールの補修技術の増加幅が84.2%となっており、他の破損形態の亀裂（6.0%）と、わだち掘れ（34.5%）の増加幅より遥かに大きいことが判明した。

一方、出願人別では、中小企業47.2%（253件）、個人22.6%（121件）、公共研究機関8.4%（45件）、大企業0.8%（4件）であり、中小企業および個人の特許出願が69.8%と大半を占めている。

アスファルト舗装破損の補修技術は、舗装構造、舗装材料、補修システムおよび装備に大きく分けられる。舗装構造を改善する技術は、ガラス繊維、炭素繊維などの格子型・マット型の繊維補強材を舗装層の間に挿入して舗装構造全体の性能を補強する技術が代表的である。（234件、43.7%）

舗装材料の改善技術は、アスファルト混合物にエポキシシランカップリング剤といった添加剤を添加、または骨材のラミネート加工で結合力自体を向上させる技術が代表的であり（200件、37.3%）、補修システムおよび装備に関する技術は、車両通信ネットワークまたは無人飛行体の映像からアスファルト舗装の破損部位を探知する技術と、迅速な補修を可能にするために必要装備を一体化させる小型化、自動化技術などが含まれる。（102件、19.0%）

特許庁国土環境審査課長は、「ポットホールの除去に関する最近の特許出願増加は、ポットホールに対する社会的な関心が反映されたものと考えられる」とし、「ポットホールは、大型交通事故を誘発しており、個人および中小企業による技術開発は限界があるだけに、大企業および公共機関による技術開発が求められている。これからは、第四次産業革命技術が融合された技術が多く出願されると見込まれる」と述べた。

（注1）ポットホール（Pot Hole）は、アスファルト舗装の表面が局部的にはがれて出来る、丸い穴の破損形態であり、雨水がアスファルト舗装に浸透し混合物の結合力が低下して生じる。

（注2）わだち掘れは、車輪の方向に沿ってくぼむ破損形態であり、塑性変更ともいう。

虚偽・誇大広告 437 件、特許などの虚偽表示 680 件など 1, 125 件摘発

特許庁と食品医薬品安全処は、微細粉塵カットマスクの使用量の増加に伴い、169 のオンラインショッピングモールと市場で流通されている 50 種のマスクを対象に 2 ヶ月間の集中点検を実施した。

その結果、虚偽・誇大広告 437 件、品質・表示違反 8 件、特許などの虚偽表示 680 件など、計 1, 125 件を摘発した。

今回の合同点検は、製品の性能、特許表示関連の虚偽・誇大広告の有無、品質・表示事項を点検することで、消費者の正しい製品選びと予防を助けるために実施された。

#### <食品医薬品安全処の点検結果>

全体の 5, 084 件のうち、虚偽・誇大広告 437 件を摘発しており、主に保健用マスクではない「公産品マスク」を、黄砂や微細粉塵カットの効果があると虚偽の広告を行った事例 (404 件) であり、医薬外品として許可を得た「保健用マスク」を、許可を得た事項とは異なる誇大広告を行った事例 (33 件) もあった。

※保健用マスク：黄砂・微細粉塵など粒子性の有害物質と感染源から呼吸器を守るために使用する製品として、食薬処が医薬外品として指定して管理する。

また、市場で流通されている保健用マスク 50 種を収去して検査を行った結果、品質・表示違反を 8 件摘発しており、違反内容には、製造番号や使用期限の記載漏れなど、表示不適合が 7 件、性能試験不適合が 1 件あった。

食薬処は、摘発された虚偽・誇大広告の掲示物は、放送通信審議委員会と該当のショッピングモールにサイトの閉鎖を要請しており、性能試験不適合の製品は、回収廃棄および行政処分を、表示不適合の製品は、行政処分を行っているとした。

#### <特許庁の点検結果>

全体の 10, 714 件のうち、特許などの虚偽表示 680 件を摘発しており、主に登録期間が満了し消滅された権利番号を表示した事例 (450 件) と、特許をデザインなどに権利名称を誤記した事例 (187 件) があった。



特に、製品に適用されない権利番号表示（36件）、審査中の特許を登録に表示（4件）、登録が拒絶された番号を表示（3件）など、消費者の誤認により被害につながるような事例も多数摘発した。

特許庁は、摘発された特許などの虚偽表示の揭示物は、揭示物の削除および販売中止などの是正措置を行っており、今後、知的財産権の正しい表示に向けて関連教育を行う予定であると明らかにした。

保健用マスクは、製品容器や包装の「医薬部外品」の文句を確認して、製品に記載された使用方法や注意事項をよく確認の上、使用することが望ましい。

特許庁と食薬処は、今回の合同点検を通じて消費者が安心して使用できる消費環境が造成されると期待し、今後も協業課題を持続的に発掘するなど、消費者の安全を守るために協力を強化していくと明らかにした。

また、虚偽・誇大広告などのオンライン違法流通や特許などの虚偽表示が疑われる事例に対しては、特許庁と食薬処への積極的な通報を呼びかけた。

※（食薬処）食薬処ウェブサイト・ポップアップゾーン→「オンライン違法流通通報」ショートカット

※（特許庁）知的財産権虚偽表示通報センター（電話 1670-1279）

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/archive.html> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、ジェトロソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：ジェトロソウル事務所 知財チーム